

春保発第722号
令和2年5月25日

保育施設利用保護者様

春日部市長 石川 良三
(公印省略)

緊急事態宣言解除後の保育施設の利用について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、登園自粛にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、埼玉県を含む1都3県に緊急事態宣言が発令されています。国において、令和2年5月25日を目途に再び宣言対象区域の見直しを行い、状況により令和2年5月31日を待たずに解除するとの報道もされています。

しかし、保育施設では感染拡大への警戒を続ける必要があることから、緊急事態宣言が解除された後については、下記のとおり対応しますので、保護者の皆様には、ご理解とご協力をお願いします。

また、ご家庭においても、こまめな手洗いや定期的な換気を行い、ご家族の健康管理にご留意いただきますよう併せてお願いします。

1 緊急事態宣言解除後の保育について

- (1) 緊急事態宣言が5月中に解除された場合でも、依然として油断できない状況であるため、令和2年5月31日（日）まで家庭での保育が可能なご家庭では、引き続き、登園を自粛するよう要請します。

※要請に基づき登園を自粛した期間の利用者負担額（5月保育料）は、出席日数に応じて日割り計算し返金します。

- (2) 6月から通常保育を開始しますが、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大への警戒を続ける必要があることから、6月中においては家庭での保育が可能であり登園の自粛を希望する場合は、保育施設へご相談ください。

なお、6月においては、保育要件の勤務日数に達していない場合でも配慮します。利用者負担額（6月保育料）については、裏面の基準により減免・免除をします。

条 件	減免額及び 算定基準
①感染予防、防止のため、保育所等に1日も登所しなかった場合	全額免除
②感染予防、防止のため、月の初日から末日までの間に継続して15日以上欠席した場合（休所日を除く）、若しくは、その月の開所日数に4分の3を乗じた日数を欠席した場合	2分の1の額に相当する金額の減額

※「保育料減額・免除申請書」は、保育施設に用意してあります。

7月1日（水）までに各保育施設へ提出してください。

なお、6月分の利用者負担額(保育料)は、一度通常どおりお支払いいただく必要があります。

- (3) 緊急事態宣言の解除後においても、入所児童、又は職員に感染が確認された場合は、翌日から原則2週間、該当の保育施設は休所とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

2 そのほか緊急事態宣言の解除を受けた後の対応について

- (1) 育児休業の復職期限については、下記のとおりです。

- ・「育児休業延長の申立書」を提出した方・・・7月31日（金）まで
- ・「育児休業延長の申立書」を提出していない方
 - 4月入所の方・・・5月31日（日）まで
 - 5月入所の方・・・6月10日（水）まで

※ 育児休業から復職した時は、「育児休業終了証明書」と「教育・保育給付認定変更申請書」をご提出ください。

なお、ならし保育については、保育施設とご相談ください。

- (2) 求職活動の就労期限については、下記のとおりです。

- ・「求職活動延長の申立書」を提出した方・・・8月10日（月）まで
- ・「求職活動延長の申立書」を提出していない方
 - 4月入所の方・・・6月10日（水）まで
 - 5月入所の方・・・7月10日（金）まで

※ 就労先が決定した時は、「自営・勤務証明書」と「教育・保育給付認定変更申請書」をご提出ください。